

中世社会の特質を再確認する ―大会報告を聞いて―

蔵持重裕

今回の大会は「中世史研究の現状と課題」と題して、「土地にかかわる問題、土地所有」をテーマに①朝比奈新氏「禅定寺荘の領域画定と地域」（以下朝比奈と略称）、②五十嵐大介氏「一四世紀末～一六世紀初頭エジプトにおける土地制度の展開―ワクフ（寄進）地拡大とその影響―」（以下五十嵐と略称）、③小澤実氏「紀元千年期スカンディナヴィアにおける土地所有をめぐる一考察」（以下小澤と略称）、の三本の報告が立てられた。いずれも問題意識の横溢した積極的なもので、特に「土地所有」という中世社会の根源的な問題に切り込もうとする意欲的なものであった。こうしたテーマが日本・エジプト・スカンディナヴィアという異なる地域で合同で論じられるところに史学会大会の醍醐味がある。

ここでは、三報告を聞いた私なりの受け止め方を感想として述べてい。報告本論は掲載されているので、紙幅の都

合もあり、各論文の紹介は最小限に割愛して進めさせていただく。私の関心は大きくは二点にまとめられる様に思う。一つは、報告が示してくれた中世社会の特質としての「分節」の有り様の再確認である。何が分節されたのか？実はその整理が問題で、「所有」を論じる上での歯がゆさ、悩ましさがあるところである。もう一つは、つねに問い直されることであるが、「土地所有」とは何かにということの理解と論じ方である。

一、社会の分節と土地制度

報告は、朝比奈・五十嵐・小澤の順であったが、行論の都合上、五十嵐から取り上げたい。

五十嵐は、ものの美事に中世社会、しかも宗教国家の中世化を示してくれた。五十嵐は土地制度を上から論じた。

イスラム法上国有地であった耕地がイクター制として、税の徴収と土地の管理を軍団長に委託されるようになった。そして、セルジューク期に「土地所有形態」となった、という。その後、一四世紀後半よりワクフ制という土地を宗教施設や救貧事業への寄進行為が増加する。ワクフの管理者はその寄進者であるが、彼らはその余剰財産を家族・子孫へ財産を相続させてゆこうとする。さらに、その管財人に他の高級軍人・有力者を指名し、その保護を得ようとした。ワクフの賃貸しも行われたが、中には賃借りした耕地をさらに農民に貸し与えることも行われたという。賃借人はさらに交換によって私有地化も進めたという。

ここでは明らかに土地制度を含む国家の権能の一部が軍団長など軍人に分割されていく様子が分かる。これは軍役奉仕の代償として与えられていくものではあるが、土地を単位にしてはいるが、彼らが土地経営に直接携わった訳では無く、結局不在地主として衰退していくことになったという。つまり、国家が高級軍人に国有地を割き与えたものは、実際には土地という物では無く、俸給の代替としての徴収権の分割にすぎず、経営を欠いていると言う意味では土地（耕地）所有の躰を成していない。換言すれば、国家の税徴収の請負に他ならない。

興味深いことは、国有地の分割のプロセスである。土地

群（耕地群と言って良いか）の変転は、宗教法上の土地を、i イクターとして世俗化し、ii ワクフによって再び聖別し、iii さらに相続・賃貸などで俗化するという、宗教からの脱皮を重ねていることである。再俗化をはかって「土地所有の安定化」をはかったことになる。日本では「仏物」という概念があつて、これは仏の物、仏の所有物という意であるが、一度「仏物」になればもう人の物には戻らない、また人がこれを犯す行為は重罪であるというものである。エジプトのこの変転はこれの逆に行くことで、いかに宗教性を換骨奪胎するかというプロセスである。これを中世化とよぶか近世化とするかは分からないが、我々が問題にしている土地所有というものの性格の一端を示しているかもしれない。

分節、土地制度と言うことでは、小澤は下からの視点で問題を立てた。小澤は、五十嵐とは反対に、土地制度を下から捉えようとした。そして、紀元千年期にスカンディナヴィアの土地所有をめぐる画期を覘、以後キリスト教教会制度の定着とともに、ドイツ皇帝による保証という証書による「土地所有」の浸透を構想した。

初期中世 (early Middle Ages) であるヴァイキング時代においてスカンディナヴィアの自由農民は自立的な土地所有であったと想定できる。この想定を小澤はビルギットII

ソーヤー氏に従って、生者が死者を記念して立てるルーン石碑を財産相続の標と捉え、石碑文言は共同体内へのその告知と評価する。石碑は一〇〇〇年前後に爆発的に増えるという。

これは非常に興味深い事態で、家族が相続文書を公示し、地域の認知を求めていることになる（あるいは死者の葬祭権者、その行使者とも思われるが、いずれにしても後継者宣言であることは理解できる）。とすれば自由農民相互の認知関係で「所有」が確定できるということになる。ただし、これはどこかの公権力や権威からもオーソライズされたことではないから「公示」ではなく「私示」というのが正確であろう。しかし、ともかくも「所有」の認知体制ができていないことは認めなくてはならない。ここでは「節」が、どの次元かともかく、国家的レベルからは独立している。分節と言うよりは「節」の自立と共生であろうか。

日本においては「近隣在地」という語がある。これは売買証文などで第三者として「近隣在地」の者が売買成立の証明をする場合の肩書きである。また、「近所之儀」という、やはり地域での証言、保障システムがある。これこそ自立する地域の証明であろう。

それで良いではないか。しかしそれにもかかわらず、九四八年の三司教座成立から一一〇三・〇四年のランド大

司教座成立までの間にドイツ皇帝やそのやり方を継承したデンマーク王の権力が入ってくる。なぜ独立自由農民等はこれを受け入れたのであろうか。

朝比奈は、如上の二報告の上から、下からという視点に對比すれば、荘園の上と下からの立荘を意識し、境界が紛争を通じて、住民の生活圏を根拠に画定されている事情を示した。事例は、摂関家という最大の権門内部での所領の分割の話である。ここでも神社領という聖域を同族内部の家領との区別化が図られるという構図をもつ。その中で、住民等が他荘民の庄領内の樹木伐採、炭焼などの行為を訴訟し、それを仲介する在地の僧侶の努力によって荘域の確定が成立するというものである。ここでの住民等の主張は生活圏の擁護であるとす。改めて、聖・俗の差別化という問題が中世社会にいかに重いウエイトを占めるか再確認される。

ここでの分節の単位は在地住民等の生活圏を一つのまとまりとするとするもので、五十嵐とは比較にはならないが、小澤の「石碑」の世界との異同は気になるところである。

朝比奈の特徴は、他の二報告とは異なって具体的にエリアを確定する領域の実際的な証言にある。しかし、論の筋は、上の主体性を強調する近年の研究動向である。「立荘論」を相対化させるには有効ではあろうが、ここでも「土地所

有」論での積極的な展開があったわけではない。むしろ、これを論じるならば、その「生活圏」の内実の世界を示すべきであったろう。

この朝比奈の意図するところの「生活圏」と同じかどうかは不明であるが、関連し、かつ土地と耕地の論理に関わるものとして、筆者は同じ禅定寺領で、境界認識の点から面への展開を示し、その背景としての山野の開発、さらにそれらの根拠となる占定論理として水・山野と田地の関わりについての律令官僚の認識を示した。一つの参考に過ぎないが、直接耕作者レベルでの土地と人の結びつきとは別に、為政者レベルでの開発の生熟認識を示すものとして一助にはなるう（蔵持「禅定寺領の山野と村人」藤木久志編『京郊圏の中世社会』高志書院、二〇一一）。

以上述べたように、中世社会は分節化されているが、それは一次的には聖・俗という二分割で、必ずしも空間的に隔絶されているのではない。そして通定するのは税の問題である。対国家という点では聖の免除、俗の賦課・負担であるが、特徴は分節（これは併存と重層があるが）によって請負・委託によって担われていることである。所有論で問題となるのは、税の免除地や、請負地はそのまま請負者の所有と見なして良いのかという問題である。これはそう単純では無い、なぜなら、その免除領域・請負領域内部で

さらに同様な構造を想定できるからである。土地制度が直ちに所有を示すものではないのである。この構造で言えるのは、おそらくその地からの収益 \parallel 得分の分割的取得でしかない。排他的支配ではないのである。ではポジティブな所有は何かとなれば直接的な耕作者、山野の利用者を想定しなくてはならない。

このように述べると、何の権利も無く領主に力で収奪される作人を所有者として想定することの非現実性、労働価値論のモデルのような未開地での採取の話しを思い出させ、今更とのお叱りを蒙るかもしれないが、これは土地というモノの性なのである。耕作・功力というコトの作用なのである。

土地という自然は人間が欲望を獲得するための対象であるばかりでは無い。土地そのものが生きている。すなわち、一度人が耕作を休めば土地は自然に戻る、返ろうとする作用を働きかけるのである。したがって人間の作物を提供する耕地としての状態を維持しようとするれば人力は継続して投下されねばならないのである。ここに人と土地の関係性がある。だからこそ直接的な労力の投下者の土地に対する優位は否定すべくもないのである。

しかし、このように述べると、それは常識で、それでもその耕作をしない領主が利得を収取できる社会であるとこ

ろに中世の社会の性格がある、との反論が予想される。まさにその通りである。私もそこにこそ中世社会論があると思う。問題はその中世の土地事情を近代的な所有概念で捉えようとするとコトに無理があると言っているのである。私は、如上の前者の関係を「人と土地の関係」（人地関係）、後者の関係を社会的総体的所有と述べたことがある（蔵持『中世村落社会史の研究』第四部 校倉書房 一九九六年、蔵持「荘園制・中世社会について」遠藤・田村・蔵持編『再考中世荘園制』岩田書店 二〇〇七年）。その意図はこうした所有状況を配慮したものである。

二、分節社会の結合

小澤が紹介したオットー一世の証書による所有の確立という方式は、分節化されていた「石碑」の世俗の社会にも通用したのであるうか。

小澤は、この新しい特有の法慣習と土地管理が入る素地があったことから、「その確認方式を受容する社会が確立していたことが導き出される」、とするが私には逆の様に思えてならない。今度は分節がなぜ統合されるかという問題になる。

石碑で認知される土地利用慣習の世界は死んでしまった

のであろうか。i 石碑で示された土地と人のむすび付きの世界と、ii 国法により証書（計量情報 空間情報）により保護される二つの世界の併存が実像ではないであろうか。

九六五年、オットー一世の三司教座教会の土地確認証書では次のことを記した。①「土地所有はどのようなものであれ」と、所有の多様性を示していること。②法のあらゆる査定もしくは従属から解放し、と法と執行の多様性を認識していること。③そして、具体的措置は免税であることである。小澤は叙上の期間、「司教座はデンマークのそのほかの地域とは全く別の教会法が機能する空間」と予想しているが首肯できる。そしてその想定を補強にこのオットーの証書をあげているが、私には先の①②のように、教会の理念はともかく、実際には地域の法や慣習による障害（浸透）がいろいろあったと考えるべきではないのか。だからこそ、オットー一世は教会領を、再度（？）世俗から解放し、聖化を計る必要があったのではないのか、と思いをめぐらせた。

問題は、なぜ自由農民等が皇帝証書の世界Ⅱ文書を受け入れていくかであろう。ビルギット・ソーヤー氏は「*une stones*」を「*as a crisis symptom*」と把握されているようである（小澤 註10）。私にはその *crisis* の詳細はわからないが、視点として興味深い。この何らかの危機の中で、

結びつき、保護と税が受容される状況があるのではないか。

五十嵐に戻ると、やはり分節化された社会の中で、人と人との結合が確認できる。一つは俗化による相続の確保。血縁の流れ。もう一つは出挙（日本史流に言えば）・賃貸による契約的な縁（人の結合）の展開など。一方で、賃借人の交換による占有権の発生への警戒（これが先の人と土地の関係から言えば地主的所有の限界である）がある。ここには、直接耕作者とレジデンス者の占有、先占の慣習という絶対的事実への恐れが表明されている。また、他者への結びつきの連鎖は危険を伴うのである。

朝比奈で言えば、境界を接する荘氏は、一度決めた境界でも、ことある毎にこれを実力で維持しなければならぬリスクを負わされている。

しかし、こうした他者との対立や戦争、危機というものは分節化と相反するものでは無く、むしろ同一の表裏を成すものである。光と影のような関係である。

他者の前提は共生の関係も意味するが、実は集団のidentityはこの他者とのcrisisがあつて成立することなのである。エヴァンズ＝プリチャード氏はヌアー族を例に「いかなる分節も同じセクションに属する他の分節との関係では自らを独立した単位とみなすが、他のセクションに対するときには一つの団結した単位となる」。「政治集団の定義

にはつねに矛盾がつきまとう。なぜなら、それは、他集団

との関係に於いてはじめて集団として成立するからである。」（『ヌアー族』岩波書店 一九七八年、二二八頁）と述べているが、首肯するべきであろう。私の関心に引きつけて云えば、村は自然的な生活共同体でもあるが、対外的なcrisisはこれを集中的な政治集団と化し、機能体の面を強めるのである（こうした「国家的村落」に関して、蔵持『中世村落の形成と村社会』吉川弘文館、二〇〇七年、I 村落形成を参照）。個体は危機Ⅱよびかけがあつてはじめて主体化Ⅱ自立の自覚が作動する。五十嵐、小澤の報告は、この契機としてのcrisisについては必ずしも強調はされていないが、論理的に措定されていると理解できよう。

こうして、自立した集団を上下の関係で結びつけるのが、ご恩と奉公であるが、一般化して云えば税である。ヨコの関係で云えば、何らかの契約であり一揆である。この社会的総体的結合の秩序が立てられなければ安定した土地利用は望むべくも無いのである。

三、文明の宣言

「一四九二年、コロンブスはカリブ諸島に到着し、スペ

イン国王にその島を献上すべく占有の手続きをとった。提督（コロンブス）は二人の船長をはじめ、上陸した者、および書記官を呼んで、『彼がいかにしてこの島をその君主である国王ならびに女王のために、並み居る者の面前で占有せんとし、また事実、この地において作成された証書に委細記されるように、必要な宣言を行ってこれを占有したかを立証し、証言するようにと述べた』という（グリーンブラット『驚異と占有』みず書房、一九九四年、九一頁）。コロンブスの行為は土地や木・石などに痕跡を残すものではなく、『コロンブスにとつて占有するとは、もっぱら一連の言語行為をすることである。すなわち、宣言すること、目撃すること、記録することである』（蔵持『声と顔の中世史』二〇〇七年、吉川弘文館、あとがき）。ここには文明と未開との出会いがある。そして文明である西欧の未開に対する独善的なシステムの注入の場面とみて良いであろう。前提には未開の地の土俗の土地利用の慣習があるはずである。この場面ではそれは全く無視されている。自分の宣言とそれがされた記録があればいいのである。しかし、詳細はわからないが、あったであろう土俗の土地習俗はこれで消え去ってしまっただろうか。おそらくそれは素朴でインターナショナルなものであって、その生命力は永く、かつ繰り返し替えし生き返るモノではないか。な

ぜなら土地の性まで否定できないからである。それは我々にとつて地球を否定できないのと同義である。

しかし、気になるのは「土地制度」という言説はとりあえず良いが、我々が論じているのは「土地所有」なのか、それとも「税制」なのかである。土地と人との関係、それを中世の人は生きた関係と見た、と思う。再開発を「地発」（ちおこし）とよび、息を吹くかえすことのように認識していた。それは近代的な所有と云うにはなじまない関係である。

恐縮ではあるが朝比奈が冒頭で述べるように「古代の国家的土地所有制度の内部から、私的土地所有関係がどのような形で展開」するかという、発展史観による、所有を近代的土地所有概念で解釈し、その始原を追い求めるという呪縛から解放されなくてはならないのではないか。所有を経済学の問題でとらえるのではなく、コモンスとして把握しなければ何も明らかにならないのではないか。それを自覚しない限り堂々巡りとなるのではという老婆心がある。

報告の誤解、曲解を恐れるが、報告を学ばせていただいた上で私の勝手な関心に基づく感想としてご了解を願いたい。

（本学文学部教授）